

8. 第二次世界大戦期の日ソ関係

1. ロシア革命・内戦とシベリア戦争

- 1917年3月15日 ロシア臨時政府成立、ニコライ2世退位（2月革命）。
 11月7日 ロシアの首都ペトログラートでボリシェヴィキによるクーデタ（露暦10月25日、10月革命）。
- 1918年3月3日 独露講和条約（プレスト・リフスク条約）調印
 8月2日 日本政府、米国によるチェコ・スロヴァキア軍救援のためのウラジヴォストークへの日米共同出兵提案を受けて、シベリア「出兵」を宣言。
 チェコ・スロヴァキア軍は、オーストリア・ハンガリー帝国からのチェコ・スロヴァキアの独立を望んで、自発的にロシア軍に投降し、捕虜となっていた。プレスト講和後、シベリア経由で帰国することになったが、武装解除するかでロシア側と対立し、ウラルからシベリアにかけてシベリア鉄道沿線で武装蜂起した。
- 11月16日 米国、日本のシベリア出兵数（最大7万2000人）、シベリア鉄道独占に関し抗議。
 1920年1月 米国、シベリアから撤兵。
 1920年1月16日 英米など、対露経済封鎖を事実上解除。
 3月2日 日本政府、シベリア出兵の目的をチェコ兵救援から朝鮮・満州への過激派の脅威阻止に変更し、シベリア駐留継続を決定。
 3月12～18日 ニコラエフスク駐留日本軍、バルチザン軍（朝鮮人を含む）を攻撃し敗北。
 5月24日 日本増援軍上陸を前に、バルチザン軍、日本軍・居留民122人を殺害し撤退（尼港事件）。
 7月3日 日本軍、北サハリン占領。
 7月15日 シベリア派遣軍、極東共和国と停戦議定書に調印。
 1922年10月 日本軍、シベリア撤兵完了するも、北サハリン占領は継続。
 1923年2月1日 ソ連駐中国代表ヨッフフェ、後藤新平・東京市長の招きで来日（日ソ条約締結交渉の開始）。
 1925年1月20日 日ソ基本条約調印。ソ連はポーツマス条約を承認し、日本軍は北サハリンから撤退。

2. ノモンハン「事件」²

- 1931年9月18日 「満州事変」勃発。
 1932年3月1日 満州国、建国宣言。
 1933年3月27日 日本、国際連盟脱退。
 1936年11月25日 日独防共協定。この頃から日独のスパイ摘発を根拠にスターリンによる大粛清が始まる。
 1937年7月7日 蘆溝橋で日中両軍衝突。「支那事変」（日中戦争）勃発。
 12月13日 日本軍南京占領（南京大虐殺）。
 1938年7月30日～8月10日 ハサン湖・豆満江間のソ満国境係争地の張鼓峰付近で日ソ両軍衝突（張鼓峰事件）。
 1939年5月4日 ノモンハン（ハルハ川またはハルヒン・ゴル）付近で、モンゴル人民共和国軍の騎兵と満州国軍が衝突。

¹ 日本を中心とした第2次世界大戦史については、さしあたり、入江昭（篠原初枝訳）『太平洋戦争の起源』（東大出版会、1991年）が参考になる。

² ノモンハン「事件」戦史については、さしあたり、アルヴィン・D・クックス（岩崎俊夫・吉本晋一郎訳）『ノモンハン①～④』（朝日文庫、1994年）が参考になる。

- 5月11日 ノモンハンの軍事衝突、日ソ両軍の戦闘へと拡大(29日までに日本側の戦死者約150名)。
- 5月31日 モロトフ・ソ連外相、1936年のソ連・モンゴル友好条約に基づき、モンゴル国境防衛を約束。
- 6月1日 ソ連白ロシア軍管区副司令官ジュエコフを極東の紛争地区に派遣することを決定。
- 6月中旬 ソ連空軍機による空襲開始、日本軍側も対抗して、航空戦続く。
- 6月27日 モンゴルのタムスクを日本軍が空襲。
- 7月25日 この日までに日本軍側戦死者約4400名。
- 8月20日 ソ連軍総攻撃、日本軍(第23師団)壊滅(死者4786名)。
- 8月23日 独ソ不可侵条約締結。
- 9月15日 日ソ休戦協定。
- 1940年7月2日 東郷茂徳駐ソ大使、モロトフ外相と会談し日ソ中立条約締結を提案。
- 9月27日 日独伊三国条約調印。
- 10月30日 建川美次駐ソ大使、モロトフ外相に不可侵条約案を提案。
- 11月18日 ソ連、北サハリン利権解消の議定書締結を提案。
- 1941年4月13日 日ソ中立条約調印(効力5年、期間満了1年前に破棄通告なければ5年の自動延長)。

3. 大西洋憲章

- 1941年8月14日 フランクリン・ルーズヴェルト米大統領とウィンストン・チャーチル英首相、大西洋上で共同宣言を発表(大西洋憲章)。
 - 第2次世界大戦において連合国がとるべき指導原則ニ民族自決、主権在民、国際経済協力、社会福祉の促進、恐怖と欠乏からの自由、武力行使の破棄。
 - 領土については、
 - ① 両国ハ領土的其ノ他ノ増大を求メス
 - ② 両国ハ関係国民ノ自由ニ表明セル希望ト一致セサル領土の変更ノ行ハルルコトヲ欲セス
- 1941年9月24日 「大西洋憲章」参加のソ連政府宣言。

大西洋憲章³

(一九四一年八月十四日大西洋上ニテ署名)

アメリカ合衆国大統領及ヒ連合王国ニ於ケル皇帝陛下ノ政府ヲ代表スル「チャーチル」総理大臣ハ会合ヲ為シタル後両国カ世界ノ為一層良キ将来ヲ求メントスル其ノ希望ノ基礎ヲ成ス両国国策ノ共通原則ヲ公ニスルヲ以テ正シト思考スルモノナリ

一、両国ハ領土的其ノ他ノ増大ヲ求メス。

二、両国ハ関係国民ノ自由ニ表明セル希望ト一致セサル領土の変更ノ行ハルルコトヲ欲セス。

三、両国ハ一切ノ国民カ其ノ下ニ生活セントスル政体ヲ選択スルノ権利ヲ尊重ス。両国ハ主権及自治ヲ強奪セラレタル者ニ主権及自治力ヲ返還セラルルコトヲ希望ス。

四、両国ハ其ノ現存義務ヲ適法ニ尊重シ大国タルト小国タルト又戦勝国タルト敗戦国タルトヲ問ハス一切ノ国力其ノ経済的繁栄ニ必要ナル世界ノ通商及原料ノ均等条件ニ於ケル利用ヲ享有スルコトヲ促進スルニ努ムヘシ。

五、両国ハ改善セラレタル労働基準、経済的向上及ヒ社会的安全ヲ一切ノ国ノ為ニ確保スル為、右一切ノ国ノ間ニ経済的分野ニ於テ完全ナル協カヲ生セシメンコトヲ欲ス。

六、「ナチ」ノ暴虐ノ最終的破壊ノ後両国ハ一切ノ国民ニ対シ其ノ国境内ニ於テ安全ニ居住スルノ手段ヲ供与シ、且ツ一切ノ国ノ一切ノ人類カ恐怖及欠乏ヨリ解放セラレ其ノ生ヲ全ウスルヲ得ルコトヲ確實ナラシムヘキ平和カ確立セラルルコトヲ希望ス。

³ 国会図書館ホームページ「日本国憲法の誕生」憲法条文・重要文書のページから (<http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/f07.html>)。

七、右平和ハ一切ノ人類ヲシテ妨害ヲ受クルコトナク公ノ海洋ヲ航行スルコトヲ得シムヘシ。
 八、両国ハ世界ノ一切ノ国民ハ実ニ論的理由ニ依ルト精神的理由ニ依ルトヲ問ハス強カノ使用ヲ抛棄スルニ至ルコトヲ要スト信ス。陸、海又ハ空ノ軍備カ自国ノ境外ヘノ侵略ノ脅威ヲ与エヌハ与ウルコトアルヘキニ依リ引續キ使用セラルトキハ将来ノ平和ハ維持セラルルコトヲ得サルカ故ニ、両国ハ一層広汎ニシテ永久的ナル一般的安全保障制度ノ確立ニ至ル迄ハ斯ル国ノ武装解除ハ不可欠ノモノナリト信ス。両国ハ又平和ヲ愛好スル国民ノ為ニ圧倒的軍備負担ヲ軽減スヘキ他ノ一切ノ実行可能ノ措置ヲ援助シ及助長スヘシ。

フランクリン・ディー・ローズヴェルト
 ウィンストン・チャーチル

(出典：外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻 1966 年刊)

4. カイロ宣言

1943 年 10 月 5 日 ルーズヴェルト、国務省との会談で、ソ連参戦を可能にするため「クリル諸島はロシアに引き渡されるべきである」と表明。

11 月 27 日 ルーズヴェルト、チャーチル、蒋介石・中華民国主席、カイロで会談を行い、「カイロ宣言」を発表。

右同盟国は自国の為ニ何等の利得をも欲求するものに非ず。又領土拡張の何等の念をも有するものに非ず。

日本が第 1 次世界大戦の開始以来他国から奪ったり占領した太平洋の島々、満州、台湾などの清国から奪った地域、「暴力および貪欲により日本が略取した」他の全ての地域から駆逐されねばならぬ。

ルーズヴェルトは帰国後の演説でソ連は全サハリンの返還とクリル諸島の引き渡しを望んだと報告。

当初、「カイロ宣言」は日本に対する拘束力を持たなかったが、日本が受諾し、ソ連も参加した「ポツダム宣言」は「カイロ宣言の条項は履行せらるべし」と明言したため、日本および「ポツダム宣言」に参加した全ての国を拘束する文書となった。

カイロ宣言⁴

【英文】

President Roosevelt, Generalissimo Chiang Kai-shek and Prime Minister Mr. Churchill, together with their respective military and diplomatic advisers, have completed a conference in North Africa.

The following general statement was issued:

"The several military missions have agreed upon future military operations against Japan. The Three Great Allies expressed their resolve to bring unrelenting pressure against their brutal enemies by sea, land, and air. This pressure is already rising.

"The Three Great Allies are fighting this war to restrain and punish the aggression of Japan. They covet no gain for themselves and have no thought of territorial expansion. It is their purpose that Japan shall be stripped of all the islands in the Pacific which she has seized or occupied since the beginning of the first World War in 1914, and that all the territories Japan has stolen from the Chinese, such as Manchuria, Formosa, and The Pescadores, shall be restored to the Republic of China. Japan will also be expelled from all other territories which she has taken by violence and greed. The aforesaid three great powers, mindful of the enslavement of the people of Korea, are determined that in due course Korea shall become free and independent.

"With these objects in view the three Allies, in harmony with those of the United Nations at war with Japan, will continue

⁴ 国会図書館ホームページ「日本国憲法の誕生」資料と解説ページから（テキストは http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryu/01/002_46/002_46tx.html#001; 画像は http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryu/01/002_46/002_46_001r.html）。

to persevere in the serious and prolonged operations necessary to procure the unconditional surrender of Japan."

【日本語訳】

「ローズヴェルト」大統領、蔣介石大元帥及「チャーチル」総理大臣ハ、各自ノ軍事及外交顧問ト共ニ北「アフリカ」ニ於テ会議ヲ終了シ左ノ一般的声明ヲ発セラレタリ

各軍事使節ハ日本国ニ対スル将来ノ軍事行動ヲ協定セリ

三大同盟国ハ海路陸路及空路ニ依リ其ノ野蛮ナル敵国ニ対シ仮借ナキ弾圧ヲ加フルノ決意ヲ表明セリ右弾圧ハ既ニ増大シツツアリ

三大同盟国ハ日本国ノ侵略ヲ制止シ且之ヲ罰スル為今次ノ戦争ヲ為シツツアルモノナリ右同盟国ハ自國ノ為ニ何等ノ利得ヲモ欲スルモノニ非ス又領土拡張ノ何等ノ念ヲモ有スルモノニ非ス

右同盟国ノ目的ハ日本国ヨリ千九百十四年ノ第一次世界戦争ノ開始以後ニ於テ日本国カ奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ剥奪スルコト並ニ満洲、台湾及澎湖島ノ如キ日本国カ清國人ヨリ盗取シタル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還スルコトニ在リ

日本国ハ又暴力及貧慾ニ依リ日本国ノ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ駆逐セラルヘシ

前記三大国ハ朝鮮ノ人民ノ奴隸状態ニ留意シ臆テ朝鮮ヲ自由且独立ノモノタラシムルノ決意ヲ有ス

右ノ目的ヲ以テ右三同盟国ハ同盟諸国中日本国ト交戦中ナル諸国ト協調シ日本国ノ無条件降伏ヲ齎スニ必要ナル重大且長期ノ行動ヲ続行スヘシ

(出典：外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻 1966 年刊)

5. ヤルタ協定

1945 年 2 月 4～11 日 ルーズヴェルト米大統領、チャーチル英首相、スターリン・ソ連首相の三巨頭会談。

ソ連は対日参戦の条件として全サハリンの返還およびクリル諸島全島の引き渡しを条件とした。

ソ連対日参戦準備にとりかかる。

4 月 5 日 ソ連外相モロトフ、佐藤駐ソ大使に中立条約不延長を通告。

ヤルタ協定⁵

千九百四十五年二月ノ「ヤルタ」会談ニ於テ作成

千九百四十六年二月十一日米国内務省ヨリ発表

三大国即チ「ソヴィエト」連邦、「アメリカ」合衆国及英国ノ指揮者ハ「ドイツ」国カ降伏シ且「ヨーロッパ」ニ於ケル戦争カ終結シタル後二月又ハ三月ヲ経テ「ソヴィエト」連邦カ左ノ条件ニ依リ連合国ニ与シテ日本ニ対スル戦争ニ参加スヘキコトヲ協定セリ

一、外蒙古（蒙古人民共和国）ノ現状ハ維持セラルヘシ

二、千九百四年ノ日本国ノ背信的攻撃ニ依リ侵害セラレタル「ロシア」国ノ旧権利ハ左ノ如ク回復セラルヘシ

(イ) 樺太ノ南部及之ニ隣接スル一切ノ島嶼ハ「ソヴィエト」連邦ニ返還セラルヘシ

(ロ) 大連商港ニ於ケル「ソヴィエト」連邦ノ優先的利益ハ之ヲ擁護シ該港ハ国際化セラルヘク又「ソヴィエト」社会主義共和国連邦ノ海軍基地トシテノ旅順口ノ租借権ハ回復セラルヘシ

(ハ) 東清鉄道及大連ニ出口ヲ供与スル南滿洲鉄道ハ中「ソ」合弁会社ノ設立ニ依リ共同ニ運営セラルヘシ但シ「ソヴィエト」連邦ノ優先的利益ハ保障セラレ又中華民國ハ滿洲ニ於ケル完全ナル主権ヲ保有スルモノトス

三、千島列島ハ「ソヴィエト」連邦ニ引渡サルヘシ

前記ノ外蒙古並ニ港湾及鉄道ニ関スル協定ハ蔣介石総帥ノ同意ヲ要スルモノトス大統領ハ「スターリン」元帥ヨリノ通知ニ依リ右同意ヲ得ル為措置ヲ執ルモノトス

三大国ノ首班ハ「ソヴィエト」連邦ノ右要求カ日本国ノ敗北シタル後ニ於テ確實ニ満足セシメラルヘキコトヲ協定セリ

⁵ 国会図書館ホームページ「日本国憲法の誕生」憲法条文・重要文書のページから (<http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/f04.html>)。)

「ソヴィエト」連邦ハ中華民國ヲ日本国ノ羈絆ヨリ解放スル目的ヲ以テ自己ノ軍隊ニ依リ之ニ援助ヲ与フル為「ソヴィエト」社会主義共和国連邦中華民國間友好同盟条約ヲ中華民國国民政府ト締結スル用意アルコトヲ表明ス
 千九百四十五年二月十一日

ジェー・スターリン
 フランクリン・ディー・ルーズヴェルト
 ウィンストン・エス・チャーチル

(出典：外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻 1966 年刊)

6. 日ソ戦回避のための施策

- 1945 年 5 月 11～14 日 日本政府の最高戦争指導会議、対ソ譲歩案を決定。
 南樺太の返還
 漁業権の解消
 津軽海峡の開放
 北満における諸鉄道の譲渡
 内蒙におけるソ連の勢力範囲
 旅順、大連の租借を覚悟する
 「場合ニ依リテハ千島北半ヲ譲渡スルモ止ムヲ得サルヘシ」
- 6 月 8 日 御前会議、「拳国一致皇土決戦」の方針が決定。
- 7 月 10 日 最高戦争指導会議、近衛文麿特使のソ連派遣を決定。
 軍隊の解体を含む降伏案
 国体護持
 最下限、沖縄、小笠原諸島（両者ともにすでに米軍が占領）、樺太を捨て、南千島を保有する程度とすること」
- 7 月 18 日 ソ連、近衛特使受入を事実上拒否。
- 7 月 20 日 佐藤駐ソ大使、国体護持のみで講和、事実上の降伏を提案するも、東京の本省は無視。

7. ポツダム宣言

- 1945 年 7 月 26 日 ポツダム宣言。
 カイロ宣言ノ条項ハ履行セラルベク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ
- 7 月 27 日 最高戦争指導会議、閣議で東郷茂徳外相、領土条項修正要求とソ連からの和平仲介の回答を待つため、しばらく様子を見ることを主張。
 陸軍は受諾拒否。
- 7 月 28 日 鈴木首相、記者会見で「黙殺」と発言。
- 8 月 6 日 広島に原子爆弾投下。
- 8 月 8 日 天皇、東郷茂徳外相に「なるべく早く戦争の終結を見るように取り運ぶことを希望する」と述べる。
 ソ連、対日参戦（日本時間午後 11 時）。
- 8 月 9 日 長崎に原子爆弾投下。
- 8 月 10 日 御前会議でポツダム宣言受諾を決定。
- 8 月 14 日 ポツダム宣言受諾を中立国経由で連合国へ申し入れ。

ボツダム宣言（米、英、支三国宣言）⁶

千九百四十五年七月二十六日

米、英、支三国宣言

（千九百四十五年七月二十六日「ボツダム」ニ於テ）

一、吾等合衆国大統領、中華民国政府主席及「グレート・ブリテン」国総理大臣ハ吾等ノ数億ノ国民ヲ代表シ協議ノ上日本国ニ対シ今次ノ戦争ヲ終結スルノ機会ヲ与フルコトニ意見一致セリ

二、合衆国、英帝国及中華民国ノ巨大ナル陸、海、空軍ハ西方ヨリ自国ノ陸軍及空軍ニ依ル数倍ノ増強ヲ受け日本国ニ対シ最後の打撃ヲ加フルノ態勢ヲ整ヘタリ右軍事力ハ日本国カ抵抗ヲ終止スルニ至ル迄同国ニ対シ戦争ヲ遂行スルノ一切ノ連合国ノ決意ニ依リ支持セラレ且鼓舞セラレ居ルモノナリ

三、蹶起セル世界ノ自由ナル人民ノカニ対スル「ドイツ」国ノ無益且無意義ナル抵抗ノ結果ハ日本国国民ニ対スル先例ヲ極メテ明白ニ示スモノナリ現在日本国ニ対シ集結シツツアルカハ抵抗スル「ナチス」ニ対シ適用セラレタル場合ニ於テ全「ドイツ」国人民ノ土地、産業及生活様式ヲ必然的ニ荒廢ニ帰セシメタルカニ比シ測リ知レサル程更ニ強大ナルモノナリ吾等ノ決意ニ支持セラルル吾等ノ軍事力ノ最高度ノ使用ハ日本国軍隊ノ不可避且完全ナル壊滅ヲ意味スヘク又同様必然的ニ日本国土ノ完全ナル破壊ヲ意味スヘシ

四、無分別ナル打算ニ依リ日本帝国ヲ滅亡ノ淵ニ陥レタル我儘ナル軍国主義的助言者ニ依リ日本国カ引続キ統御セラルヘキ又ハ理性ノ経路ヲ日本国カ履ムヘキカヲ日本国カ決意スヘキ時期ハ到来セリ

五、吾等ノ条件ハ左ノ如シ

吾等ハ右条件ヨリ離脱スルコトナカルヘシ右ニ代ル条件存在セス吾等ハ遲延ヲ認ムルヲ得ス

六、吾等ハ無責任ナル軍国主義カ世界ヨリ駆逐セラルルニ至ル迄ハ平和、安全及正義ノ新秩序カ生シ得サルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本国国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢カハ永久ニ除去セラレサルヘカラス

七、右ノ如キ新秩序カ建設セラレ且日本国ノ戦争遂行能力カ破碎セラレタルコトノ確証アルニ至ルマテハ聯合國ノ指定スヘキ日本国領域内ノ諸地点ハ吾等ノ茲ニ指示スル基本的目的ノ達成ヲ確保スルタメ占領セラルヘシ

八、「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ

九、日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復歸シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルヘシ

十、吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隸化セントシ又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非サルモ吾等ノ俘虏ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰加ヘラルヘシ日本国政府ハ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルヘシ

十一、日本国ハ其ノ経済ヲ支持シ且公正ナル実物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルカ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルヘシ但シ日本国ヲシテ戦争ノ為再軍備ヲ為スコトヲ得シムルカ如キ産業ハ此ノ限ニ在ラス右目的ノ為原料ノ入手（其ノ支配トハ之ヲ区別ス）ヲ許可サルヘシ日本国ハ将来世界貿易関係ヘノ参加ヲ許サルヘシ

十二、前記諸目的カ達成セラレ且日本国国民ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府カ樹立セラルルニ於テハ聯合國ノ占領軍ハ直ニ日本国ヨリ撤収セラルヘシ

十三、吾等ハ日本国政府カ直ニ全日本国軍隊ノ無条件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適当且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ対シ要求ス右以外ノ日本国ノ選択ハ迅速且完全ナル壊滅アルノミトス

（出典：外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻 1966 年刊）

⁶ 国会図書館ホームページ「日本国憲法の誕生」憲法条文・重要文書のページから (<http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/f06.html>)。